

紀美野町職員の処分等について

このたび、下記の不祥事につきまして、関係職員の懲戒処分をいたしました。

1 被処分者 消防本部庶務課兼警防課 企画員 59歳

2 不祥事の概要

当該職員は、公休日の令和5年6月29日午後5時21分頃、普通乗用車を運転し、岡山県倉敷市児島の国道430号を時速約20キロメートルで進行中、脇見運転により、渋滞のため停止した前方車両の後部に衝突させ、同車運転手に加療約6日間を要する頸部捻挫等の傷害を負わせた。

その後、車両の運転を停止したが、同人を救護する等必要な措置を講じず、かつ、当該交通事故を最寄りの警察署の警察官に通報しなかったとして、過失運転致傷及び道路交通法違反により起訴され、令和5年12月6日付けで罰金50万円の略式命令を受けた。

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、地方公務員法第29条第1項第1号、第3号及び紀美野町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例により懲戒処分による停職とした。

3 処分内容 停職6か月

4 処分日 令和6年2月26日

上記の件に伴う指導監督責任として、消防長、消防次長を厳重注意（消防長については町長厳重注意）としました。

このたびの職員の不祥事により、町民の皆さまをはじめ、関係各位の信頼を著しく失墜させる事態となり、心から深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と発生しないよう、法令遵守と服務規律の徹底に努め、再発防止と町民の皆様への信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

令和6年2月26日

紀美野町消防本部
消防長 家本 宏